

人 權 政 策

人権推進施策（人権推進課）

昭和62年（1987年）に制定された「人権尊重都市宣言」、平成6年（1994年）に制定された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」、平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成13年（2001年）に策定された「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」、そして平成19年（2007年）度に策定された「鳥取市人権施策基本方針」に基づき市の人権施策を総合的かつ計画的に推進している。

1. 市民への人権啓発

(1) 研究集会等の開催

鳥取市人権教育協議会と連携して、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会（平成20年度から名称変更）のほか、さまざまな人権に関する研究集会や講演会を毎年開催している。

（平成20年度人権尊重社会を実現する鳥取市民集会参加者 約1,600人）

(2) 人権教育推進員による啓発活動

本庁と総合支所に人権教育推進員計19人を配置し、職場、地域における人権啓発・人権教育の推進を図っている。

(3) 広報誌等による啓発

隔月1回、市報の「シリーズ@じんけん」の中で、さまざまな人権問題についての記事を掲載し、人権意識の啓発を行っている。

(4) 啓発冊子の発行

市民の人権尊重意識の啓発・高揚を図るため、啓発冊子を発行し、各地区同和教育推進協議会等や各家庭または公的機関、企業などに配布している。

(5) 人権問題の指導者養成

人権とっとり講座を開講して、人権問題に取り組む指導者を養成し、地域、家庭、職域において人権啓発に取り組んでいる。

（平成20年度受講生31人 卒業生累計453人）

(6) (財)鳥取市人権情報センターの活用

人権に関する専門機関として設立した人権情報センターでは、市からの人権とっとり講座の業務委託をはじめ、専門性を活かしたさまざまな人権に関する事業を市民参画型の手法を取り入れながら実施している。

(7) 市民活動団体への支援

人権に関する活動を行う市民団体へ助成することにより、市民への人権尊重意識の普及・高揚を図っている。（平成20年度助成事業件数 11件）

2. 企業への人権啓発

(1) 企業訪問

市の職員などが市内の企業を訪問し、人権・同和問題に関する推進計画や研修の実施について指導・助言を行っている。

（平成20年度訪問対象企業 112社）

(2) 研修会の開催

主に鳥取市人権教育協議会企業部会会員を対象とした企業人権問題研修会を毎年開催している。

(平成20年度参加者 388人)

(3) 人権教育推進員による啓発活動

人権教育推進員が企業の行う研修等の講演をするなどして人権啓発・人権教育の推進を図っている。

(平成20年度講師派遣件数 242件 2,440団体 研修参加者6,010人)

3. 地域における人権教育の推進

(1) 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の活動充実

- ① 地域に根ざした人権教育を推進するため、住民と直結した推進体制の充実を図る。特に、市民の自主的活動を推進するとの認識で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の運営支援、地区同和教育推進協議会等（52地区同推協等 平成21年5月末現在）の連携や活動の強化充実を図る。
- ② 地域住民を対象とした小地域懇談会（地区同推協等主催）、研修会等の効果的な開催を推進し、教育・啓発活動の充実を図る。

(2) 指導者の養成

- ① 指導者・推進者養成の一環として、地区人権啓発推進員研修会・会長研修会等を開催し、各地区における人権教育の充実を図る。
- ② 部落解放・人権西日本夏期講座をはじめとする主要な全国規模の大会・研究集会へ各地区同推協等から会長・推進員等を派遣する。市主催の「人権とっとり講座」に派遣し、人材養成に努める。また、指導者用の学習手引き「知る・語る・つながる～あなたとわたしでつくる人権学習～」の活用を図る。

4. 人権啓発活動団体等への支援と連携

鳥取市人権教育協議会（平成21年度から名称変更）や鳥取市同和問題企業連絡会への支援と連携を行うことにより、市民や企業における人権尊重意識の啓発・普及・高揚を図っている。

(平成20年度 鳥取市同和教育協議会会員数 704団体
鳥取市同和問題企業連絡会会員数 87社)

5. 人権相談の体制

法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応した助言・指導を行っている。

6. 第4次鳥取市同和対策総合計画に基づく同和行政の推進

①特別対策による事業は廃止し、一般対策へ移行して取り組むこと。②一般対策への円滑な移行を図るために必要な施策については激変緩和措置も考慮すること。③人権・同和教育や啓発は引き続き積極的に取り組むこと。などを基本方針として策定した「第4次鳥取市同和対策総合計画」（平成19年度～22年度）に基づき、同和行政を推進している。

7. 人権福祉センターにおける事業

(1) 生活実態調査及び研究事業

社会的援護を必要とする人たちの課題調査など、地域住民の生活の実態を調査や課題の研究を行っている。

(福祉と人権のまちづくりネットワークなど)

(2) 相談事業

人権相談をはじめとした生活上の相談に応じ助言指導を行っている。関係機関等との連携をはかり、長期的・継続的な相談・支援活動を行い、相談事業の効果的な推進を図っている。

(平成20年度相談件数 2,279件)

(3) 啓発・広報活動事業

各センター広報紙を毎月発行し、広く人権に関する理解を深めるための啓発を行っている。
さらに入権講演会・講座等を開催し、人権啓発の推進をはかっている。
(人権文化祭、人権と福祉のまちづくり講演会など)

(4) 地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決をはかるため、地域の実情に応じて行っている。
(ミニデイサービス、日本語教室、訪問介護員養成研修／修了者累計113人)

(5) 地域交流事業

各種講座等の開催により、地域住民相互の交流・促進を図っている。
(多文化料理教室、太鼓教室、健康教室など)

(6) 周辺地域巡回事業

人権福祉センターの利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談や、人権啓発講演会等を実施している。
(巡回相談会、人権啓発出前講座など)

(7) 広域隣保活動事業

公民館など既存の各種公的施設を活用して地域住民に対する隣保事業を行っている。

8. 人権交流プラザ

人権交流プラザは、人権啓発を推進し及び市民の交流を促進することにより、人権が尊重される社会の実現に資することを目的として設置されており、人権にかかわる市民団体・サークルをはじめ、広く市民に利用していただいている。

(平成20年度利用団体数262団体、利用人数11,160人)

人権福祉センター一覧表

| 名 称 | 設 立 年 度 | 所 在 地 | 構 造 | 建 築 面 積 |
|------------|---------------------|--------|-------------|---------------------|
| 中央人権福祉センター | 昭和52 | 幸町 | 鉄筋コンクリート3階建 | 1,387m ² |
| 高草人権福祉センター | 昭和47 (平成12年改築移転) | 古海 | 鉄筋コンクリート2階建 | 522m ² |
| 江山人権福祉センター | 昭和48 (平成13年改築移転) | 下味野 | 鉄筋コンクリート2階建 | 522m ² |
| 南人権福祉センター | 昭和49 | 八坂 | 鉄筋コンクリート2階建 | 663m ² |
| 西人権福祉センター | 昭和54 | 西品治 | 鉄筋コンクリート2階建 | 351m ² |
| 国府人権福祉センター | 昭和55 | 国府町麻生 | 鉄筋コンクリート2階建 | 400m ² |
| 河原人権福祉センター | 昭和52 | 河原町曳田 | 鉄筋コンクリート2階建 | 315m ² |
| 用瀬人権文化センター | H21より条例設置 | 用瀬町別府 | 用瀬町中央公民館内 | |
| 佐治人権福祉センター | 昭和52 | 佐治町古市 | 鉄筋コンクリート2階建 | 285m ² |
| 気高人権福祉センター | 昭和62 | 気高町下光元 | 鉄筋コンクリート1階建 | 175m ² |

男女共同参画施策（男女共同参画課）

1. 沿革

| 実施年度 | 事業内容 |
|-------|---|
| 平成3年 | 教育委員会社会教育課に「女性・青少年係」を設置し、福祉文化会館内に「女性交流室」を設置 |
| 平成4年 | 第1回とっとり女性フェスタを開催（以降毎年開催） |
| 平成8年 | 鳥取市広域女性交流室を設置 |
| 平成9年 | 鳥取市広域女性交流室連絡会を発足 第1回岩国市・鳥取市女性団体交流事業を実施 (平成12年度まで毎年開催、平成13年度以降隔年実施) |
| 平成10年 | 企画部企画課に女性政策係を設置 市関係部課長で構成する「鳥取市女性行政推進会議」を設置 「鳥取市男女平等に関する市民意識調査」を実施（市民2,000人対象） |
| 平成11年 | 「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定 |
| 平成12年 | 「鳥取市女性人材バンク制度」を創設 「女性なんでも相談」を開始 「鳥取市女性行政推進会議」を「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に変更 |
| 平成13年 | 企画部企画課に男女共同参画室を設置 鳥取市広域女性交流室に「鳥取市男女共同参画活動アドバイザー（3名）」配置 とっとり女性フェスタの名称を「女と男とのハーモニーフェスタ」に変更 |
| 平成14年 | 鳥取市男女共同参画推進条例を施行、鳥取市男女共同参画審議会を設置 鳥取市男女共同参画登録団体制度を創設 企画部に「男女共同参画課」を設置 鳥取市男女共同参画センター“輝（き）なんせ鳥取”を開設 |
| | 鳥取市男女共同参画センター運営委員会を設置 鳥取市男女共同参画週間（10月6日～12日）を制定 |
| 平成15年 | 総務部人権政策監男女共同参画課に改組 鳥取市女性議会を開催 |
| 平成16年 | 男女共同参画都市を宣言 第15回男女共同参画全国都市会議inとっとり・鳥取市男女共同参画宣言都市記念式典を開催 男女共同参画に関する意識・実態調査を実施（市民2,000人、事業所500社） |
| 平成17年 | 新たな男女共同参画計画「鳥取市男女共同参画かがやきプラン」を策定 (計画期間：平成18～22年度) |
| 平成20年 | 鳥取市男女共同参画シンボルマーク作成 |

2. 男女共同参画施策の推進

(1) 鳥取市男女共同参画プラン施策の推進

鳥取市男女共同参画プランの実施施策を、市行政各分野で総合的かつ計画的に実施している。

(2) 鳥取市男女共同参画週間事業

女と男とのハーモニーフェスタの開催、男女共同参画標語の募集、啓発事業などを全市的に行って

いる。

(3) 男女共同参画登録団体育成事業

登録団体が行う男女共同参画の研修・普及広報等に関する事業費の補助を行っている－10万円を限度に、事業費の4／5の補助金を交付。

登録団体数28、会員数約4,300人（平成21年6月1日現在）

登録団体連絡会を結成し、市民に対し男女共同参画の普及を行っている。姉妹都市男女共同参画団体との交流。研修会への派遣等。

(4) 女性コミュニティ活動推進助成事業

女性団体が主体となって実施するコミュニティ活動に対し、事業費の支援を行っている。－3万円を限度に、事業費の3／4の交付金を交付。

(5) 女性人材バンク事業

男女共同参画社会の実現を目指し、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画と女性の地域リーダーの養成を促進するため、「女性人材バンク」制度を創設し人材の養成を行っている。

3. 鳥取市男女共同参画センター“輝（き）なんせ鳥取”

男女共同参画社会の実現をめざしたあらゆる活動の拠点施設として、平成14年10月6日開設。「きなんせ」とは、鳥取地方の方言で「来てください」という意味で、だれでも気軽に集い、学び、女性も男性も共に自分らしく、いきいきと輝ける社会（男女共同参画社会）の実現を願って名づけられた。

各種講座や研修会などの開催、職場や地域・学校を対象とした出前講座による男女共同参画の推進、男女共同参画に関する図書・情報の収集と提供、ワークルーム提供による男女共同参画団体の活動支援、女性なんでも相談事業（法律相談：奇数月3回、偶数月2回、一般相談：毎月2回（うち1回は人権交流プラザで実施））、センター利用者を対象とした託児、機関誌の発行（年2回）などの事業を行っている。

(1) 所 在 地

鳥取市西町2丁目311番地（鳥取市福祉文化会館内）

(2) 施 設 概 要

- ①研修室（2室） 定員30名。研修会、会議、グループ活動など多目的に利用。
- ②調理室 定員30名。グループでの料理活動などに利用。
- ③和室 定員20名。研修会、会議、グループ活動など多目的に利用。
- ④託児室 センター利用者は、1歳から小学校就学前までの幼児を託児。
- ⑤ミーティングルーム 少人数でのミーティングや会議ができる。
- ⑥男女共同参画登録団体ワークルーム 登録団体の方は、パソコンや印刷機などの事務機器を使って機関誌やチラシづくりなどの活動ができる。
- ⑦図書・情報コーナー 男女共同参画に関する図書やビデオなどが貸出し・閲覧ができる。また、パソコンを使って情報を得ることができる。

(3) 開館時間

月曜日から土曜日 午前9時～午後9時

日曜日及び祝祭日 午前9時～午後5時

(4) 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

福祉文化会館保守点検業務の場合、臨時休館。